

藤沢記者クラブ各位

国民健康保険料の試算誤りに起因する損害賠償について

この度、国民健康保険料の試算誤りにより、市民に損害を与えてしまったことから、賠償をするものです。なお、地方自治法第180条第1項の規定により、本日付けで専決処分とし、令和6年12月藤沢市議会定例会において報告議案として提出します。

1 賠償額

199,115円（任意継続保険料と国民健康保険料の差額、交通費、遅延利息）

2 相手方

藤沢市在住、50歳代、女性

3 事案の経緯

2023年（令和5年）6月1日、会社都合により退職した当該市民が、明治市民センターに国民健康保険料の試算に来庁されました。この依頼に対して、「会社都合退職」か「自己都合退職」かの退職事由を確認した上で、試算をすべきであったところ、明治市民センター職員及び保険年金課職員双方の確認が不十分であったため、「自己都合退職」としての国民健康保険料を提示してしまいました。その結果、国民健康保険の方が高額であったことから、当該市民は会社の健康保険（任意継続保険）を継続することになりました。

その後、2024年（令和6年）4月4日に国民健康保険の加入手続きのため、保険年金課を訪れた際に、「会社都合退職」による保険料の軽減措置^(*)が受けられたことが発覚し、試算結果の誤りが判明しました。結果として当該市民が高い保険料を支払うこととなったことから、任意継続保険料と国民健康保険料との差額分等について賠償するものです。

(*) 勤務先の倒産、解雇など非自発的な理由（会社都合）により離職した方の国民健康保険料が軽減される制度です。雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）または特定理由離職者（雇い止めなどによる離職者）のどちらかに該当する方が対象となります。

4 再発防止策

業務マニュアル及び試算の申請様式を見直すとともに、申請者への説明漏れや聞き取りの漏れが生じないように徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 福祉部 保険年金課
担当： 藤間・古谷・神崎
内線： 3210
直通： 0466(50)8265